



宮崎県公報

平成20年8月21日(木曜日) 第2009号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

告 示

- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) 1
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止の届出……………() 1
- 歳入の徴収の事務の委託……………(こども政策課) 2
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 2

公 告

- 軽油引取税に係る免税証の無効公告……………(税務課) 3
 - 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施……………(消防保安課) 3
 - 地図及び簿冊の認証……………(農村計画課) 4
- ### 選挙管理委員会告示
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正…………… 4
- ### 正 誤
- 平成20年7月31日付け県公報(第2003号)中…………… 4

告 示

宮崎県告示第 643号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成20年8月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510200407	ななえ福祉作業所	都城市南鷹尾町18街区23号	特定非営利活動法人明朗会	都城市南鷹尾町18街区23号	平成20年3月31日	就労継続支援B型
4510400080	おおぞら園	日南市大字益安1025番地8	社会福祉法人にちなん会	日南市大字益安1025番地8	平成20年4月1日	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型
4510200209	障害者自立支援センター どりーむわーくす	都城市乙房町2372番地1	社会福祉法人奨禮会	都城市乙房町2191番地3	平成20年4月1日	自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援B型
4511700074	宇宙(そら)	北諸県郡三股町大字樺山4573	特定非営利活動法人三股福祉作業所	北諸県郡三股町大字樺山4573	平成20年4月1日	就労継続支援B型
4520200017	指定共同生活援助・介護事業所ハッピーヒル	都城市乙房町2194番地1	社会福祉法人奨禮会	都城市乙房町2191番地3	平成20年5月1日	共同生活援助・共同生活介護
4512050057	グリーンハート川南	児湯郡川南町川南19403番地4	特定非営利活動法人ネットワーク福祉会	児湯郡川南町川南19403番地4	平成20年6月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 644号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定

により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年8月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4530300013	相談支援センター「きらり」	延岡市本小路94番地1	社会福祉法人光紀会	延岡市古川町74番地1	平成20年3月31日	相談支援
4510300090	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会北浦指定居宅介護事業所	延岡市北浦町古江2433番地1	社会福祉法人延岡市社会福祉協議会	延岡市三ツ瀬町1丁目12番地4	平成20年3月31日	居宅介護・重度訪問介護
4510300280	セントケア延岡南	延岡市伊形町5216番地13 山本貸事務所1階	セントケア宮崎株式会社	宮崎市江平東町6番14号	平成20年2月29日	居宅介護・重度訪問介護
4510900030	あけぼの園精神障害者居宅介護等事業所	えびの市大字榎田579番地10	社会福祉法人えびの明友会	えびの市大字榎田579番地10	平成20年2月29日	居宅介護・重度訪問介護
4510400080	知的障害者通所授産施設 おおぞら園	日南市大字益安1025番地8	社会福祉法人にちなん会	日南市大字益安1025番地8	平成20年3月31日	知的障害者通所授産施設
4511900039	知的障害者総合福祉施設向陽の里	東諸県郡国富町大字本庄字竹原1407番地	社会福祉法人宮崎県社会福祉事業団	宮崎市原町2番22号	平成20年5月26日	知的障害者通所

宮崎県告示第 645号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成20年8月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

委託した収納事務	委託先	委託期間
保育士登録業務に係る手数料	社会福祉法人日本保育協会	平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

宮崎県告示第 646号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成20年8月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	構 口	I - 1 - 1437	急傾斜地の崩壊
	構口第 2	I - 1 - 2171	急傾斜地の崩壊
	平原第 1	I - 1 - 1438	急傾斜地の崩壊
	平原第 2	I - 1 - 1439	急傾斜地の崩壊
	平原第 4	I - 2 - 0069	急傾斜地の崩壊
	平原第 5	I - 2 - 0070	急傾斜地の崩壊

平原第 7	I - 1 - 3554	急傾斜地の崩壊
平原第 8	I - 1 - 3555	急傾斜地の崩壊
若葉第 2	I - 1 - 1441	急傾斜地の崩壊
若葉第 4	I - 2 - 0235	急傾斜地の崩壊
若葉第 7	II - 1 - 7599	急傾斜地の崩壊
下伊達谷川	10 - 203 - 1 - 052	土石流
上伊達谷川	10 - 203 - 1 - 053	土石流
片 田	I - 1 - 1442	急傾斜地の崩壊
若葉第 1	I - 2 - 0071	急傾斜地の崩壊
若葉第 5	II - 1 - 7495	急傾斜地の崩壊
若葉第 6	II - 1 - 7496	急傾斜地の崩壊
伊達第 2	I - 1 - 1436	急傾斜地の崩壊
片田町(3)	10 - 203 - 1 - 040	土石流
若葉町(3)-1	10 - 203 - 1 - 041 - 1	土石流
若葉町(3)-2	10 - 203 - 1 - 041 - 2	土石流
南若葉谷川	10 - 203 - 1 - 042	土石流
中若葉谷川	10 - 203 - 1 - 043	土石流
北若葉谷川	10 - 203 - 1 - 044	土石流
- 1	- 1	
北若葉谷川	10 - 203 - 1 - 044	土石流
- 2	- 2	
若葉谷川	10 - 203 - 1 - 045	土石流
下鬼ヶ城谷川	10 - 203 - 1 - 046	土石流
中鬼ヶ城谷川	10 - 203 - 1 - 047	土石流
上鬼ヶ城谷川	10 - 203 - 1 - 048	土石流
南伊達谷川	10 - 203 - 1 - 049	土石流

延 岡 市

(右) 南伊達谷川	10- 203- 1 - 050	土 石 流
(左) 伊 達 谷 川	10- 203- 1 - 051	土 石 流
観 音 谷 川	10- 203- 1 - 155	土 石 流
権 現 谷 川	10- 203- 1 - 156	土 石 流
松 崎	I - 1 -1659	急傾斜地の崩壊
槇 峰	I - 1 -1660	急傾斜地の崩壊
波 帰 第 1	I - 1 -1661	急傾斜地の崩壊
長 野	I - 1 -1663	急傾斜地の崩壊
美 々 地	I - 1 -2204	急傾斜地の崩壊
波 帰 第 2	II - 1 -1662	急傾斜地の崩壊
槇 峰 2	II - 1 -7664	急傾斜地の崩壊
美 々 地 1	II - 1 -7665	急傾斜地の崩壊
三 ヶ 村 1	II - 1 -7666	急傾斜地の崩壊
三 ヶ 村 2	II - 1 -7667	急傾斜地の崩壊
三 ヶ 村 3	II - 1 -7668	急傾斜地の崩壊
三 ヶ 村 4	II - 1 -7669	急傾斜地の崩壊
川水流第3	I - 1 -3690	急傾斜地の崩壊
東上水流沢	10- 426- 1 - 035	土 石 流
西上水流沢	10- 426- 1 - 036	土 石 流
波帰谷川-	10- 426- 1 - 011	土 石 流
1	- 1	
波帰谷川-	10- 426- 1 - 011	土 石 流
2	- 2	
波帰谷川-	10- 426- 1 - 011	土 石 流
3	- 3	
馬 峯 谷 川	10- 426- 1 - 012	土 石 流
竹 瀬 2	I - 1 -3708	急傾斜地の崩壊
上 祝 子	I - 1 -0086	急傾斜地の崩壊
橋 場 向 1	I - 2 -0258	急傾斜地の崩壊
橋 場 向 2	II - 1 -7870	急傾斜地の崩壊
弓 弦	II - 1 -7871	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び延岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。）

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第3号）第96条第1項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成20年8月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 免税証の種類並びに記号及び番号
100ℓ券 G4700727、50ℓ券 F4700473、20ℓ券 E4700747
- 用途
農業
- 有効期間
平成19年10月1日から平成20年9月30日まで
- 免税証に記載した販売店の名称
J A えびの市 飯野給油所
- 紛失年月日
平成20年8月4日

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

平成20年8月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 講習の対象者

- 消防設備士免状の交付を受けた日から2年以内に法第17条の10に規定する講習を受けていない者
- 上記講習を受けた日から5年以内ごとに法第17条の10に規定する講習を受けていない者

2 講習実施区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

3 講習の日時及び場所

講習区分	日 時	場 所
消火設備	平成20年10月21日（火） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1
	平成20年10月28日（火） 9時30分から17時00分まで	宮崎地域職業訓練センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
警報設備	平成20年10月15日（水） 9時30分から17時00分まで	都城地区建設業協会 都城市北原町26街区13号
	平成20年10月22日（水） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1
	平成20年10月29日（水） 9時30分から17時00分まで	宮崎地域職業訓練センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
避難設備 ・消火器	平成20年10月23日（木） 9時30分から17時00分まで	延岡市社会教育センター 延岡市本小路39番1
	平成20年10月30日（木） 9時30分から17時00分まで	宮崎地域職業訓練センター 宮崎市学園木花台西2丁目4番地3

4 受講申込手続

(1) 受講申請書の受付期間

平成20年9月16日(火)から平成20年10月3日(金)まで(郵送の場合は、10月3日(金)の消印のあるものまで有効とする。)

(2) 受講申請書の提出先

宮崎市宮田町1番11号 宮崎県自治会館内(〒880-0804)
財団法人宮崎県消防設備保守協会

5 受講手数料

講習区分ごとに7,000円(宮崎県収入証紙により納付すること。)

6 その他

詳細については、財団法人宮崎県消防設備保守協会(電話0985(27)7348)又は宮崎県危機管理局消防保安課(電話0985(26)7627)に問い合わせること。

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成20年8月21日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 地籍調査を行った者の名称

宮崎郡清武町

2 地籍調査を行った期間

平成16年4月1日から平成20年3月19日

3 地籍調査を行った地域

宮崎郡清武町大字加納の一部

4 認証年月日

平成20年8月4日

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第32号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設(平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号)の一部を次のように改正する。

平成20年8月21日

宮崎県選挙管理委員会委員長 若 友 慶 二

市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧中「(平成20年5月26日現在)」を「(平成20年8月8日現在)」に改め、

「 えびの市真幸出張所 (別館)	えびの市大字向江 798	600
------------------------	--------------	-----

を削り、

「 尾八重野コミュニテ ィ併用施設	〃 大字東長江浦1652番地 368	70
-------------------------	-----------------------	----

を

「 尾八重野コミュニテ ィ併用施設	えびの市大字東長江浦1652番地 368	70
-------------------------	-------------------------	----

に改める。

正 誤

平成20年7月31日付け県公報(第2003号)中

ページ	段	行	誤	正
6	右	30	串間市大字大平字釜ヶ谷 702番 4	串間市大字大平字釜ヶ谷 702番 7